

法律」(平成24年法律第61号)が施行され、消費者庁に審議会として消費者教育推進会議を置いた(同法第19条)。また、同法に基づき2013(平成25)年6月28日に「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(基本方針)が閣議決定された(同法第9条)。同基本方針の「今後検討すべき課題」を消費者教育推進会議に置かれた3つの小委員会(消費者市民育成小委員会、情報利用促進小委員会、地域連携推進小委員会)で検討し、2015(平成27)年3月に取りまとめを公表した。また、消費者教育ポータルサイトにより、幼児期・小学生期・中学生期・高校生期・成人期(特に若者・成人一般・特に高齢者)というライフステージごと、消費者市民社会の構築、商品等の安全、生活の管理と契約、情報とメディアという領域ごとに、消費者教育用教材や取組事例を提供する等を行っている。

さらに、学校教育においては、2008(平成20)年3月に小・中学校、2009(平成21)年3月に高等学校の学習指導要領を改訂し、例えば、中学校の技術・家庭科において、消費者の基本的な権利と責任について指導することとするなど、消費者教育に関する内容の充実を図った。社会教育においては、2010(平成22)年度に策定した「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の周知や、多様な主体の連携・協働を促進する場である「消費者教育フェスタ」の開催等により、消費者教育の推進を図った。今後も、消費者教育の推進に関する法律や消費者基本計画(2015(平成27)年3月24日閣議決定)、学習指導要領などを踏まえ、学校・家庭・地域における消費者教育を推進することとしている。

また、金融経済教育については、金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするため、例えば、2014(平成26)年6月に金融庁や関係団体から構成される金融経済教育推進会議において、「最低限身に付けるべき金融リテラシー」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融

リテラシー・マップ(以下マップという)」を公表した。このマップに基づき、金融経済教育の取組を進め、金融リテラシーの向上を図っている。

### (3) 地域や学校における体験活動、文化・芸術活動

少子化の進展、家庭や地域社会の教育力の低下などの様々な問題が指摘される中、特に、子供たちの精神的な自立の遅れや社会性の不足が顕著になっていることから、次世代を担う子供たちが、規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身に付け、豊かな人間性を育むよう、発達の段階などに応じた様々な体験活動の機会を充実させることが求められている。

このため、2001(平成13)年7月には、「社会教育法」(昭和24年法律第207号)、2006(平成18)年6月には「学校教育法」(昭和22年法律第26号)を改正し、青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動の充実を図ることが明確化されている。

#### ①地域における体験活動の推進

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子供たちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の多様な方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動等の体験活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する放課後子供教室を実施している。

また、次代を担う青少年の育成を図るため、家庭や企業などへ体験活動に対する理解を求めていくための普及啓発を推進するとともに、青少年の体験活動の評価・顕彰制度の創設や「企業CSRシンポジウム」を開催して企業が社会貢献活動の一環として行う青少年の体験活動の表彰と実践事例の普及等に取り組んでいる。加えて、地域において、家庭・学校・青少年関係団体、特定非営利活動法人等をネットワーク化し、相互の活動情報

の交換や事業の共同実施等を円滑化するための「地域プラットフォーム」の形成を支援している。さらに、独立行政法人国立青少年教育振興機構において、全国28か所にある国立青少年教育施設における青少年の体験活動の機会と場の提供や指導者の養成、民間団体が実施する体験活動等に対する「子どもゆめ基金」事業による助成などを通して、青少年の体験活動を推進している。

### ②学校における体験活動の推進

学校教育において児童生徒の健全育成を目的として様々な創意工夫のある農山漁村等における体験活動が行われており、それらの取組を支援している。

### ③文化・芸術活動

子供たちが本物の実演芸術や伝統文化に触れ、日頃味わえない感動や刺激を直接体験することにより、豊かな感性と創造性を育むとともに、我が国の文化を継承、発展させる環境の充実を図るため、子供たちが、小学校・中学校等において、文化芸術団体や芸術家による実演芸術公演を鑑賞し、ワークショップ等を体験することを通じて、子供たちの豊かな感性や発想力を育む取組を推進している。その他、全国高等学校総合文化祭を、2014（平成26）年度は7月に茨城県で開催した。

### (4) 自然とのふれあい

優れた自然の風景地である国立公園等において、子供たちに自然や環境の大切さを学んでもらえるよう、自然保護官（レンジャー）やパークボランティアの指導・協力の下、自然の中でのマナーの習得、自然環境の再生保全活動などを行う機会を提供している。また、「インターネット自然研究所」や「自然大好きクラブ」などのウェブサイトにより、様々な自然とのふれあいの場やイベント、自然体験活動プログラム等に関する情報を幅広く提供している。

### (5) 農村漁業体験や都市と農村漁村との交流体験

農山漁村における宿泊体験活動等を通じて子供たちの生きる力を育む「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進している。また、国有林野では、優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」として設定（2014（平成26）年4月1日現在、1,080か所）し、広く国民へ提供するなど取組を行っている。また、青少年の農山漁村等における自然体験活動を推進するため、青少年が農林水産業体験や自然体験などを通して社会性や主体性を育む交流体験活動等の事業を支援している。

### (6) 子供の遊び場の確保（公園、水辺、森林）

子供が身近な自然に安心してふれあうことができ、安全で自由に遊べる場所を地域に確保することは、子供の健全な育成のために重要である。子供の遊び場としての役割が求められる都市公園については、各種運動施設や遊戯施設等を有し、手軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる公園などの整備を推進している。また、都市部にある下水処理場の上部空間や雨水排水路、雨水調整池などを活用した水辺空間の整備を進めるとともに、下水再生水を都市部のせせらぎ水路の水源として送水する等の取組により、都市内において子供たちが水とふれあう場の整備を行っている。河川空間については、身近な水辺等における環境学習・自然体験活動を推進するため市民団体や教育関係者、河川管理者等が一体となった取組体制の整備とともに、水辺での活動に必要な機材（ライフジャケット等）の貸出しや学習プログラムの紹介など、水辺での活動を総合的に支援する仕組みを構築し、必要に応じ、水辺に近づきやすい河岸整備等（水辺の楽校プロジェクト：2013（平成25）年度末285か所登録）をはじめとする「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」（2013年度末298か所登録）を実施し





下水再生水を活用したせせらぎ空間整備  
(福岡県北九州市洞海バイオパーク)



子供の遊び場となる都市公園



「子どもの水辺」再発見プロジェクト(東京都 多摩川)

ている。

### 〈地域の安全の向上〉

#### 災害時の乳幼児等の支援

地方自治体において、総合防災訓練大綱に基づき、乳幼児、妊産婦等を含む要配慮者の参加を得ながら防災訓練を実施している。また、2013（平成25）年6月の災害対策基本法改正において避難所における生活環境の整備等に関する努力義務規定が設けられ、その取組を進める上で参考となるよう主に市町村向けに避難所運営に当たって被災した乳幼児、妊産婦等の要配慮者の支援に関して留意すべき点等も盛り込んだ「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を内閣府が策定・公表した。2014（平成26）年度においては、同取組指針の実施状況を把握するため、各市町村に対して調査を行うとともに、都道府県等の防災担当者や福祉担当者を対象とする同取組指針の説明や先進的な取組

事例の紹介などを実施し、周知徹底を図った。

#### 子供の事故防止

2009（平成21）年12月より、子供の不慮の事故を予防するため、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開している。具体的には、2010（平成22）年9月より、子供の年齢（月齢）ごとに起こりやすい事故及びその予防策等を、携帯サイト2及びパソコン用ホームページ3で紹介するとともに、子供の不慮の事故を防ぐための注意点や豆知識を、メール配信サービス「子ども安全メール from 消費者庁」として、毎週1回配信している。また、2011（平成23）年3月より、子供のけがの体験談やけがを防ぐための工夫を募集し、ホームページで紹介している。

さらに、2013（平成25）年1月にはプロジェクトのシンボルキャラクター「アブナイカモ」とテーマソング「おしえてね アブナ

イカモ」を公表して各地で開催される子供関連イベントに出席するなど、親しみやすい啓発活動を行っている。

#### (1) 遊び場の安全対策の推進

都市公園における遊具については、安全確保に関する基本的な考え方を示した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を2014（平成26）年6月に改訂し、各施設管理者への周知徹底を図っている。また、社会資本整備総合交付金等により、子供の遊び場となる都市公園における公園施設の改築等の安全・安心対策に対する支援を実施している。

#### (2) 建築物等の安全対策の推進

建築物や昇降機等における子供の事故を防止し安全を守るためには、建築物等に要求される性能水準を維持し、常時適法な状態に保つことが必要であり、このため、多数の者が利用する特定の特殊建築物等について、建築物等の所有者等による維持保全計画の作成、定期報告制度等を通じ、適切な維持保全及び必要な改修を促進している。

また、類似の事故防止のため、ホームページにより事故情報の提供を行うとともに、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会及び同審議会昇降機等事故調査部会において、建築物等に係る事故情報について継続的に分析・検討を行い、建築物等の事故防止を図っている。

#### 幼稚園・保育所等における事故の発生・再発防止

2014（平成26）年11月28日に「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」の中間とりまとめを公表した。中間とりまとめを踏まえ、重大事故の情報の国への集約の在り方等を、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」において通知した。また、特定教育・保育施設等における事故の発生・再発防止のためのガイドラインや、事故発生時の対応マニュアルに

ついて検討し、策定する。

#### 交通安全教育等の推進

家庭及び関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、幼児や小・中・高校生に対し、子供の発達段階に応じた交通安全教育を推進している。

また、チャイルドシートの正しい使用の徹底や、幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及、児童又は幼児が自転車に乗車する際のヘルメット及び幼児を自転車に乗せる場合のシートベルトの着用促進などを行っている。

学校においては交通安全に関し、学習指導要領等に基づき、体育・保健体育の時間はもとより、関連する教科・領域や道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動など、教育活動全体を通じて計画的かつ組織的な指導に努めている。

#### 犯罪等の被害の防止

警察においては、子供を対象とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し出所した者について、法務省から情報提供を受け、対象者を訪問して所在確認を行い、必要があれば同意を得て面談を行うなど再犯防止に向けた活動を推進しているほか、都道府県警察本部に設置された「子供女性安全対策班」の活動を始めとする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙・指導警告等の措置を講ずる活動を推進している。

また、防犯ボランティア等によるパトロール活動や「子ども110番の家」の活動に対する支援、不審者情報等の迅速な発信及び共有に努めているほか、学校等と連携した被害防止教育、スクールサポーターの派遣等を推進している。

さらに、2014（平成26）年度においても、子供たちが安心して教育を受けるために、学校安全ボランティア等を効果的に活用する仕組みを整備することにより、地域社会全体で、子供の安全を見守る体制の充実を図って



いる。

文部科学省においては、通学路等で子供たちを見守る体制を強化するため、スクールガード・リーダーの配置やスクールガードの養成、防犯教室の講師となる教職員を対象とした都道府県教育委員会が実施する講習会への支援など、子供が犯罪被害に遭わないための取組を推進している。

#### (1) インターネットに係る有害環境から子供を守るための取組の推進

インターネットに起因する子供の犯罪被害等を防止するため、関係機関・団体等と連携し、携帯電話事業者に対する保護者へのフィルタリング等の説明強化に関する要請のほか、入学説明会等の機会を捉えた保護者に対する啓発活動や子供に対する情報モラル教育の推進等の取組を推進している。また、文部科学省では、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するための学習・参加型のシンポジウムの開催や児童生徒向けの普及啓発資料の作成・配布等を実施している。

特に、コミュニティサイトの利用に起因する犯罪から子供を守るため、警察庁及び関係省庁では、上記の取組のほか、ミニメールの内容確認を始めとするサイト内監視体制の強化及びサイト事業者等への実効性あるゾーニング（サイト内において悪意ある大人を児童に近づけさせないように携帯電話事業者の保有する利用者年齢情報を活用し、大人と児童とのミニメールの送信や検索を制限すること。）の導入に向けた働きかけを行っている。

#### (2) 「安全・安心まちづくり」の推進

警察においては、関係省庁・関係団体等と連携し、防犯に配慮した犯罪の発生しにくい公園、道路、駐輪場等の公共施設等の整備・管理の普及を促進し、併せて、住宅についても防犯に配慮した住宅や防犯性能の高い建物部品の開発・普及を促進するなど犯罪防止に配慮した環境設計を行うことにより、犯罪被害

に遭いにくい「安全・安心まちづくり」を推進している。また、子供に対する犯罪の発生が懸念される学校周辺、通学路、公園、地下道、空き家等における危険箇所の把握・改善等の取組を支援するとともに、防犯灯や防犯カメラの整備を促進するなど、子供が犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進している。

#### 子供の健康に影響を与える環境要因の解明

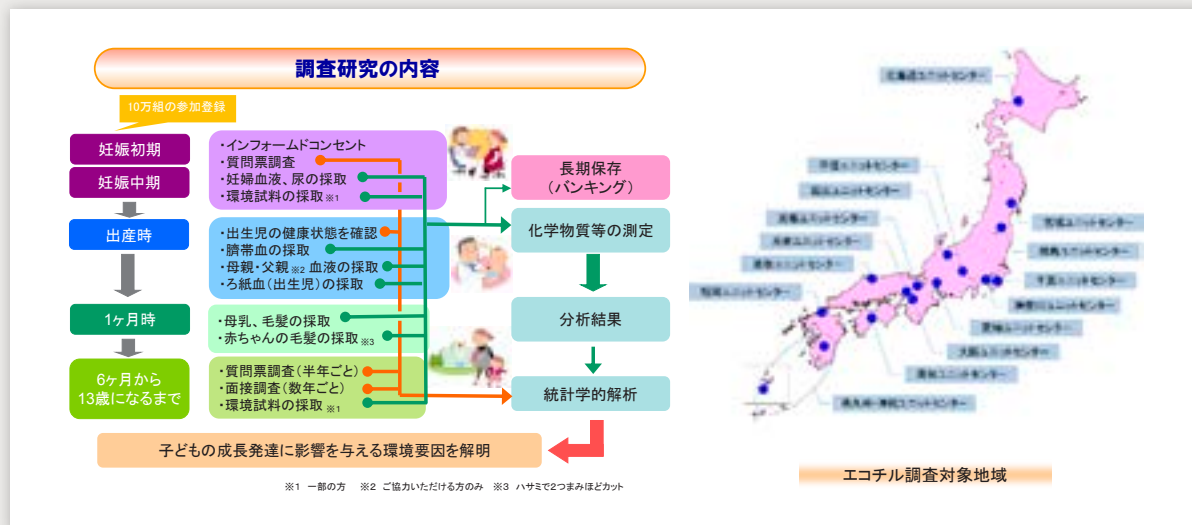
近年、環境中の化学物質等が子供の心身の健康に与える影響への懸念が広がっている。

環境省は、環境中の化学物質等が子供の健康に与える影響を解明するため、2010（平成22）年度より、「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」を行っている。このエコチル調査は、全国の10万組の親子の協力を得て、血液や尿、母乳などの分析を行うとともに、生まれてくる子供の健康状態を13歳に達するまで追跡する大規模な疫学調査である。調査で得られた生体試料は長期的に保存し、将来的な調査研究にも備える。

この調査は、環境省の企画立案の下に、国立環境研究所がコアセンターとして実施機関となり、国立成育医療研究センターがメディカルサポートセンターとしての医学的支援を行いつつ、全国15地域の大学等によるユニットセンターと協力して実施する。調査期間は、リクルート期間（3年間）と追跡期間（13年間）として、2011（平成23）年1月から2027（平成39）年までを予定している。

2014（平成26）年3月に目標参加登録者数である10万人に到達した。2014年度は、引き続き追跡調査（質問票調査）を実施するとともに、参加者から採取した血液等の生体試料の化学分析及び詳細調査（全国調査10万人の中から抽出された5千人程度を対象として実施する調査）において、ハウスダスト等の環境試料採取を実施している。また、2015（平成27）年度からは、これらに加え、詳細調査において、医師による健康調査、精神発達調査、生体試料採取を実施することとして

第2-2-5図 エコチル調査について



資料：環境省資料

注：本資料に記載した地図は、我が国の領土を網羅的に記したものではない。

いる。

エコチル調査を実施することで、子供の発育や発達に影響を与える化学物質等の環境要因が明らかになることから、子供特有のばく露や子供の脆弱性を考慮した適正な環境リスク評価・リスク管理を行うことが可能となる。さらには、安全・安心な子育て環境の実現・少子化対策にも資するものである。

**(様々な家庭・子供への支援)**

**〈貧困の状況にある子供への支援〉**

子供の貧困対策の推進

OECDでは、2010（平成22）年のOECD加盟国の相対的貧困率を公表しているが、これによると、我が国の相対的貧困率はOECD加盟国34か国中29位と高い水準となっており、子供がいる現役世帯のうち大人が1人の世帯の相対的貧困率が特に高くなっている。

相対的貧困率は可処分所得のみで算定されていることから、この数字だけで貧困の状況全てを測ることはできないが、子供の貧困が解決しなくてはならない状況にあることがうかがえる。

子供の貧困対策については、2013（平成25）年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、2014（平成26）年1月17日に施行した。本法では、子供の将来がその生育環境に左右されることのないよう、貧困の状態にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的としている。従来より、生活保護世帯の親子への養育相談・学習支援、子供の居場所づくりの推進や、ひとり親家庭への総合的・包括的な支援など各制度がそれぞれの観点から必要な対策を講じてきたところであるが、本法は、こうした子供の貧困対策を政府が総合的かつ一体となって実施していくため、内閣総理大臣を会長し関係閣僚により構成される「子どもの貧困対策会議」の設置や「子供の貧困対策に関する大綱」を定めることを規定している。政府は、2014年4月に、本法に基づく「子どもの貧困対策会議」を開催し、同会議で「子供の貧困対策に関する大綱」の作成方針を決定し、同年年央を目途に策定を目指すこととした。これを受けて、同年4月から6月にかけて「子供の貧困対策に

関する検討会」を開催し、幅広く関係者から意見聴取を行うとともに、総合的な見地から検討・調整を行い、同年8月29日当該大綱を策定（閣議決定）した。大綱では、子供の貧困対策に関する基本的な方針をはじめ、子供の貧困に関する指標、指標の改善に向けた当面の重点施策、子供の貧困に関する調査研究等及び施策の推進体制等を定めている。

また、2015（平成27）年4月2日には、子供の貧困対策を、国民の幅広い理解と協力の下に「子供の未来応援国民運動」として展開していくため、政府、地方公共団体、経済界、労働組合、マスコミ、支援団体等から成る発起人が一堂に会したキックオフイベント「『子供の未来応援国民運動』発起人集会」を開催した。同集会では、国民運動事業の例などを盛り込んだ「子供の未来応援国民運動趣意書」を採択し、今後の国民運動の方向性を示している。

## 〈ひとり親家庭支援〉

ひとり親家庭への支援を推進する

ひとり親家庭等に対する支援については、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律129号）などに基づき、

- ①保育所の優先入所、日常生活支援事業等の「子育て・生活支援策」、
- ②母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭等自立支援給付金等の「就業支援策」、
- ③養育費相談支援センター事業の設置等の「養育費の確保策」、
- ④児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金の貸付けによる「経済的支援策」、

を4本柱とした総合的な自立支援策を展開している。なお、2014（平成26）年4月16日に成立した「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第28号）により、2014年10月に「母子及び寡婦福祉法」の法律名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称されるとともに、新

たに父子家庭を対象とした福祉資金貸付制度が創設されたほか、高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金を法律に位置付け、公課禁止、差押え禁止とされた。あわせて、同年12月より、児童扶養手当と公的年金との併給制限が見直され、公的年金の額が児童扶養手当の額を下回る場合は、その差額分の手当を支給できることとされた。

## 子育て・生活支援

母子及び父子並びに寡婦福祉法において、保育所等の利用調整を行う際のひとり親家庭の子供に対する特別な配慮を地方公共団体に義務付けているほか、従来の放課後児童クラブ、子育て短期支援事業及び一時預かり事業に加えて、2015（平成27）年4月より新たにファミリーサポートセンター事業等の利用についても特別な配慮を地方公共団体に義務付けた。

また、ひとり親が疾病、技能習得のための通学等により、一時的に介護、保育や日常生活に支障が生じた場合に家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣等を行うひとり親家庭等日常生活支援事業や、ひとり親家庭に対する育児や健康面等の生活支援に関する相談や講習会の実施、ひとり親家庭の児童の学習支援、児童から気軽に進学相談等を受けることができる大学生等のボランティアの児童の家庭への派遣等の実施、ひとり親家庭が集い、交流や情報交換を行う場所の提供等を行うひとり親家庭等生活向上支援事業を実施している。

## 就業支援

母子家庭の母等が、よりよい収入・雇用条件等で就労することにより、経済的な自立が図られるようにするため、就業支援を行うことは、非常に重要であり、

- ①就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等の一貫した就業支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援センター事業、
- ②地方公共団体が指定する教育訓練講座を受